

関係者各位

平成23年12月26日
経済産業省製造産業局
繊維課通商室

[お知らせ] EUの繊維製品輸入に関する原産地証明書要求の廃止について

日頃から、経済産業省行政にご理解ご協力を頂き、ありがとうございます。

EU向け繊維製品の輸出に当たっては、EU側からこれまで求められていた原産地証明書又は原産地申告書の提出が不要となりましたので、別添によりお知らせいたします。お手数でございますが、本件につきまして、御担当者へお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、1月初旬に当省ホームページにて同内容の周知文を掲載する予定であります。

御不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

(本資料のお問い合わせ先)

経済産業省製造産業局繊維課通商室

担当者：猪又、百瀬、大沼

電話：03-3501-1511 (内線 3871)

03-3501-1713 (直通)

経済産業省

平成23年12月26日

日本繊維産業連盟
事務総長 小川 恒弘 殿

経済産業省製造産業局繊維課長 田川 和幸

EUの繊維製品輸入に関する原産地証明書要求の廃止 について

EUは、2011年9月14日付のEU理事会規則第955/2011号により、繊維製品の輸入時に原産地証明書又は原産地申告書の提出を求めるEU規則を廃止する規則を定め、この規則は2011年10月4日付で公布されました。

これにより、我が国からのEU向け繊維製品輸出に当たっては、原産地証明書又は原産地申告書の提出が不要となりましたのでお知らせ致します。